

音更町ちよつと暮らし支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、音更町への移住の検討等をするためちよつと暮らしを希望する者に対し、民間事業者等の協力を得られた宿泊施設等を一定の要件に基づき提供することにより、移住及び交流人口の増加に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **ちよつと暮らし** 音更町への移住の検討等をしている者が、町内の同一施設において連続して3泊4日以上滞在することをいう。

(2) **ちよつと暮らし施設** 1日単位、1週間単位又は1月単位の賃貸又は宿泊（1日単位の場合にあつては、3泊4日以上滞りに限る。）が可能な施設で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア マンション、アパート等の生活空間が他人と区切られた施設で、かつ、ベッドルーム、浴室及びトイレを有し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第8条に規定する名簿に登載されている宅地建物取引業者が取り扱うもの

イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業に供する施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業に供する施設を除く。

(3) **民間事業者等** 音更町内にちよつと暮らし施設を有する法人又は個人をいう。

(4) **ちよつと暮らし支援事業者** 次に掲げる要件を満たす民間事業者等であつて、第4条に規定する登録を受けたものをいう。

ア 町税の滞納がないこと（町長が特に認める場合を除く。）。

イ ちよつと暮らし施設及びちよつと暮らし施設で行われる事業が公序良俗に反していないこと。

ウ 音更町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年音更町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

(役割)

第3条 町長は、町のホームページ、移住に関するパンフレット等への掲載により、ちよつと暮らし支援事業者を広く周知するものとする。

2 ちよつと暮らし支援事業者は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) ちよつと暮らし施設を通常料金からおおむね1割以上割り引いた料金で利用者に提供すること。

(2) 利用者に地域や生活に関する様々な情報を提供すること。

(3) 必要に応じて相談に応ずるなど利用者の支援を行うこと。

- (4) ちよつと暮らし施設の利用実績並びに利用者の移住及びちよつと暮らしに関して、町から問合せがあった場合に協力すること。
- 3 利用者は、移住及びちよつと暮らしに関して、町又はちよつと暮らし支援事業者から問合せがあった場合に、支障がない範囲で協力するものとする。

(登録申込み等)

第4条 ちよつと暮らし支援事業者の登録をしようとする民間事業者等は、ちよつと暮らし支援事業者登録申込書（別記第1号様式）により、町長に対して申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、登録が適当と認めるときはちよつと暮らし支援事業者登録決定通知書（別記第2号様式）によりその旨を、登録が不適当と認めるときはちよつと暮らし支援事業者登録不承認決定通知書（別記第3号様式）によりその旨及びその理由を、当該申込みをした民間事業者等に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 ちよつと暮らし支援事業者の登録期間は、町長が登録した日からこの事業が終了する日までとする。

(登録の変更)

第6条 ちよつと暮らし支援事業者は、登録の内容に変更があった場合は、ちよつと暮らし支援事業者登録内容変更届（別記第4号様式）により、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、登録の内容を変更し、ちよつと暮らし支援事業者登録内容変更決定通知書（別記第5号様式）により、当該届出をした者にその旨を通知するものとする。

(登録の取消し)

第7条 ちよつと暮らし支援事業者は、第2条第4号の要件を満たさなくなったとき、又は第3条第2項の役割を果たせなくなったときは、ちよつと暮らし支援事業者登録取消届（別記第6号様式）により、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。

- 2 町長は、ちよつと暮らし支援事業者が前項の届出をしないとき、偽りその他不正の手段により第4条に規定する登録を受けたときその他のちよつと暮らし支援事業者として適当でないと判断するときは、登録を取り消すことができる。
- 3 町長は、第1項の規定による届出又は前項の規定により登録を取り消したときは、ちよつと暮らし支援事業者登録取消決定通知書（別記第7号様式）により、当該民間事業者等にその旨及びその理由を通知するものとする。

(ちよつと暮らし施設利用の申込み等)

第8条 ちよつと暮らし施設を利用しようとする者は、音更町ちよつと暮らし施設利用申込書兼証明書（別記第8号様式。以下「申込書兼証明書」という。）により、町長に対して申込みをするものとする。

2 町長は、前項の申込みがあった場合は、速やかにその内容を確認し、適当と認めるときは、申込書兼証明書の証明書欄に必要事項を記載して当該申込みを行った者に交付するものとする。

3 前項の規定により申込書兼証明書の交付を受けた者は、ちよつと暮らし支援事業者に賃貸又は宿泊の申込みを行い、及び当該申込書兼証明書を提出するものとする。

4 ちよつと暮らし支援事業者は、前項の規定により申込書兼証明書の提出があったときは、申込書兼証明書のちよつと暮らし支援事業者記載欄に必要事項を記載して町長へ送付するものとする。

5 ちよつと暮らし施設に係る賃貸料、宿泊料、施設利用料、食事代その他の利用料金は、利用者がちよつと暮らし支援事業者に直接支払うものとする。

6 ちよつと暮らし支援事業者と利用者間のトラブルについては、双方対等な立場により当事者間において解決するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。